

国立大学法人兵庫教育大学が締結する競争契約の公表基準について

平成20年1月24日
事務局 長 裁 定

国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)が入札に付して締結する競争契約の公表基準については、以下の通りとする。

第1(公表の対象とする競争契約)

本学会計規則(平成16年4月1日制定)第27条の規定により締結された競争契約のうち本学の支出の原因となる契約であって、工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えるもの及び、その他の契約で予定価格が300万円を超えるものとする。(以下「公表対象競争契約」という。)

なお、本学政府調達事務取扱規程(平成16年4月1日制定)により、官報に公示することとされているもの、本学の行為を秘密にする必要があるもの、及び、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第4条2項により公表することとされているものは除く。

第2(公表の時期及び方法)

本学契約担当役は、公表対象競争契約につき、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本学のホームページに掲載する方法により公表を行うものとする。

また公表は逐次行う方法のほか、一定期間において締結した公表対象競争契約を適宜とりまとめて公表する方法によることができる。この場合において、とりまとめて公表する全ての公表対象競争契約について、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表を行うものでなければならない。

また、公表は少なくとも競争契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

第3(公表の内容)

本学契約担当役は、上記2の公表において、公表対象競争契約に関し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ①物品等又は役務の名称及び数量
- ②契約担当部署名
- ③契約を締結した日
- ④契約の相手方及び住所
- ⑤入札の方法
- ⑥予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推される、又は事務・事業に支障を生じるおそれがないと認められるもの。)
- ⑦契約金額
- ⑧落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)

公表は、別紙様式によるものとする。

第4(施行期日等)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。